

2020年9月吉日

ブロック指導部長 各位
加盟団体 各位

一般財団法人 日本ドッジボール協会
指導委員会 委員長 岩見 喜市

臨時指導者資格制度について

各加盟団体をはじめ、関係各位におかれましては、コロナ禍の中ドッジボールの発展のため大変ご苦慮されながら、活動されていることと思います。

さて、指導者の育成を図るために、加盟団体やブロック連絡会では、講習会・研修会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン等に沿って、参加者の健康や安全に配慮しながら、集合学習や更新講習会の開催にご尽力いただいているところだと推察いたします。

しかしながら、行政の指導や地域の実態などから、開催が難しい、家庭や職場環境等の都合で、取得希望者が参加できないなど、運営に苦慮していると各ブロック指導部長より報告を受けています。

コロナ禍においても、通常通りに集合学習①及び②を開催することを原則としますが、加盟団体によっては開催できない場合も踏まえ、今年度に限り、**臨時指導者資格（仮指導者資格）**制度を設けました。**集合学習①、②の開催が難しい加盟団体は**、下記をご覧ください、対応していただければと思います。

記

1 対象者

- 1 2017年度以降に、集合学習①または②を受講済みで、今年度未までに指導者資格を取得予定されている方。
- 2 今年度新たに、集合学習①及び②の両課程の講習会を受講し、指導者資格を取得予定されている方。

2 注意事項（臨時指導者資格条件）

- 1 2021年度の夏の全国大会予選会エントリーまでに、準指導員区分Ⅰ（C級指導員）の資格を取得してください。（誓約書提出）
- 2 臨時指導者資格（仮指導者資格）の取得については、別途「**2020年臨時指導者資格取得の手続き及び流れについて**」を参照ください。